

一九三二年度方針

- 青年協議會結成に關する方針
- 規約改正に關する方針
- 『戦線統一のための組合會議』に關する方針（關東地方評議會提出）
- フアツシヨ粉碎闘争に關する件（關西地方評議會提出）
- 勞働者自衛團結に關する方針（中部地方評議會提出）
- 帝國主義戰爭反對闘争に關する件（中部地方評議會提出）
- 日本勞農救援會支持に關する件（關西地方評議會提出）

青年組合同員協議會結成に關する件

A 青年組合同員協議會の組織

- (イ) 青年組合同員協議會は總評議會の全青年組合同員（二十五才以下の組合同員）をもつて構成する。
- (ロ) 青年組合同員協議會は、その協議機關として、青協の全國大會、各地方大會、各組合同大會、各組合同支部大會、各工場分會總會を持つ。
- (ハ) 青年組合同員協議會は、その執行機關として、執行委員會をもつ。
- (ニ) 以上の組織を圖解すれば左の通りである。

(附圖参照)

(ホ) 右の組織の特徴を述べれば左の通りである。

- 一、分會の中の二十五才以下の青年組合同員は全部『分會青年組合同員協議會』へ参加する。だがこれは、青

年組合同員と成人組合同員とを二つの組織に別けて了ふのではない。分會そのもの、組織は、どこまでも成人と青年の區別なく作らねばならない。例へば、分會の總會には、成人組合同員も青年組合同員も同一の資格で参加するし、分會の委員會へも、青年分子は、青年協議會の代表者として、なしに、一般分會員の資格で参加する。(婦人の場合も同じだ)これは組合の組織を單一化するために絶対に必要のことである。では、何故青年組合同員協議會といふ特別の組織を作らねばならぬのか？、それは、青年組合同員には、一般組合同員に課せられてゐる任務のほかに、特別の任務——後で詳しく述べる——が課せられてゐるからその任務を果すために、特別の組織を作ることが必要だからである。